

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

パートタイマーの処遇改善に関する助成金

<平成22年4月改正>

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル4F

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

パート労働者の処遇改善に関する助成金について平成20年11月のレポートでお伝えしましたが、平成22年4月の制度改正により受給要件や金額が変更されています。

今回は、パート労働者の処遇改善に関する施策を講じた場合に受給できる助成金(全部で6パターン)について、改正点を含め制度の内容について解説します。

1. 正社員と共通の評価・資格制度の導入

パートの仕事や能力に応じた待遇について、正社員と共通の評価・資格制度を新たに設けたうえで、2年間のうちに1人以上制度を適用させた場合に支給されます。

<主な要件>

- ①人事評価規程等に明文化されている(申請時提出)。
- ②3段階以上の格付けの区分に応じて、基本給や賞与などの待遇が定められている。
- ③パートの2分の1以上が雇用保険の被保険者である。

<助成金額> ()内は大企業の金額、以下同じ

	1回目	2回目	合計
支給額	25万円	35(25)万円	60(50)万円

- *1回目は対象者が出てから3ヶ月以内、2回目は対象者が出て6ヶ月後にその対象者が在籍している場合に支給されます。
4.以外の他のパターンも同じです。

2. パートの評価・資格制度の導入

パートの仕事や能力に応じた評価・資格制度を新たに設けたうえで、2年間のうちに1人以上制度を適用させた場合に支給されます(1.の助成金との併給はできません)。

<主な要件>

- ①人事評価規程等に明文化されている(申請時提出)。
- ②3段階以上の格付けの区分に応じて、基本給や賞与などの待遇が定められている。
- ③パートの2分の1以上が雇用保険の被保険者である。

<助成金額>

	1回目	2回目	合計
支給額	15万円	25(15)万円	40(30)万円

3. 正社員への転換制度の導入

パートから正社員への転換のための試験制度を新たに設けたうえで、2年間のうちに1人以上制度を適用させた場合に支給されます。

<主な要件>

- ①転換前6ヶ月以上、パートとして雇用されている。
- ②過去3年間に、正社員として雇用されていない。
- ③正社員雇用を前提とした雇い入れではない。

<助成金額>

	1回目	2回目	合計
支給額	15万円	25(15)万円	40(30)万円

4. 短時間正社員制度の導入

短時間正社員制度を設けたうえで、実際に短時間正社員が5年間のうちに1人以上出た場合に支給されます。

<主な要件>

- ①正社員と比較して、1日の労働時間を1時間以上短くするか、1週間の所定労働時間または日数を1割以上短くし、労働契約期間の定めをなくす。
- ②時間あたりの基本給や賞与が、正社員と同等である。

<助成金額(1人目)>

	1回目	2回目	合計
支給額	15万円	25(15)万円	40(30)万円

*この制度のみ、対象者が出て3ヶ月以上制度を利用した後、3ヶ月以内に初回申請です。また、業種に関わらず常時雇用労働者数300人未満の企業であれば40万円の受給が可能です。

2人目以降は対象者1人につき、20(15)万円が支給されず。5年間で最大10人まで申請可能です。

5. 教育訓練制度の導入

正社員との均衡を考慮した教育訓練制度を設け、2年間のうちに30人以上に実施した場合に支給されます。

<主な要件>

- ①正社員と同等の教育訓練内容・時間である。
- ②OJT(仕事を通じての訓練)ではない。

<助成金額>

	1回目	2回目	合計
支給額	15万円	25(15)万円	40(30)万円

6. 健康診断制度の導入

パートの健康診断の制度を設けたうえで、受診者(1週間の所定労働時間が正社員の4分の3未満)が2年間のうちに4人以上出た場合に支給されます。

<助成金額>

	1回目	2回目	合計
支給額	15万円	25(15)万円	40(30)万円

詳しくは山口事務所までお問い合わせください。

— 今月の主な労務関連手続き —

・労働保険年度更新(申告期限 6/1~7/12)

→5月末頃に申告書類が送付されます。

● コラム ●

【補足】3.の正社員転換制度については、中小企業の場合通常ハローワークが実施する「中小企業雇用安定化奨励金」が対象となります。有期契約のパートから正社員へ転換して6ヶ月経過した後支給申請となります(金額は40万円です)。

昨年生まれた息子が早いもので今月1歳になり、保育園に通い出しました。認可保育園に入れず、認可外に抽選でやっと入れました。育児をしながら働ける環境整備が必要です。